

「平成 30 年 5 月 18 日早朝における立看板等の撤去について」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018 年 5 月 18 日）

平成 30 年 5 月 18 日に京都大学ホームページに掲載された「平成 30 年 5 月 18 日早朝における立看板等の撤去について」についてですが、これを素直に読んで解釈すれば「何者かによって破壊されると危険だから京都大学立看板規定第 10 条第 4 項に基づいて立看板を撤去した」ということになると思いますが、本学構内に設置されているほとんどのものは破壊されると危険な物であり、この理屈が通用するのであれば本学構内の京都大学立看板規程に則って設置された立看板を含むあらゆる構造物が「撤去すべき危険な物」となってしまいます。よって、「何者かによって破壊される」事態を想定して危険かどうかを判断するのは無理があります。よって今回の件について「緊急やむを得ず撤去する必要がある場合」とは言い難いので京都大学立看板規程第 10 条第 4 項は常識に照らして適用できず、「平成 30 年 5 月 18 日早朝における立看板等の撤去について」における撤去理由の説明には当該規程に則った正当性がないと考えられます。

今回の件について京都大学立看板規程に則って厳正に対処するのであれば、「5 月 13 日の一斉撤去後に、本学の平穏な教育研究活動を妨害する行為を繰り返し行ったために本学構内への立入を禁止された複数の学外者が中心となり、職員の制止を無視して保管場所から無断で持ち出し、再度設置された立看板等」のみについて、当該規程第 10 条第 3 項を適用して再撤去し、その他のものについては当該規程第 10 条第 1 項に基づいて設置責任者に対して撤去を求めるべきでした。

しかしながら、今回の撤去及びそれについての説明は京都大学立看板規程に則っておらず、当該規程を蔑ろにしたものでした。このような対応には失望せざるを得ません。

そこで、撤去担当部局に対して、改めて京都大学立看板規程に従って対応し、正しく説明しなおすことを要望します。

また、当該規程に則って立看板等を撤去されても無断で保管場所から持ち出し、再設置するような学外者に関しては、明らかに犯罪ですので、刑事告訴を含めた厳然たる対応を検討されますよう要望します。

【回答】（回答日：2018 年 5 月 31 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご指摘のように「本学構内の京都大学立看板規程に則って設置された立看板を含むあらゆる構造物が『撤去すべき危険な物』となる」とは考えておりません。5 月 18 日にHPに公表しましたような外構周辺の複数の立看板が現に壊されるという今回の状況下では、直ちに撤去することが適切であったと考えております。また、5 月 15 日にHPに公表しましたように、5 月 14 日深夜から 15 日未明における撤去済立看板保管場所のフェンス破壊については、警察に被害届を出しております。ご要望については 1 つのご意見として承ります。